

議案第40号

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月2日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の
一部を改正する条例

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例（平成28年里庄町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和4年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「2年」を「3年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。